

第2回規制支援審議会

議事要旨

日時：平成26年11月13日（木）14時00分～16時10分

場所：航空会館 504会議室

出席者（敬称略、順不同）：

委員：田尾委員長、有田委員、小田委員、代谷委員、山田委員

オブザーバ：青木、迎、坂本、佐藤（原子力規制庁）、石田、庄崎（放医研）

原子力機構：中村、江尻、尾野、本間、中村、渡邊、鬼沢、佐藤、助川、山口、前田、船田

議事次第

1. 委員の変更紹介
2. 前回議事要旨の確認
3. 中立性、透明性の確保について
4. 安全研究の進め方について
5. その他

配布資料リスト

規審2-0：議事次第（案）

規審2-1：規制支援審議会委員名簿（案）

規審2-2：第1回規制支援審議会議事要旨

規審2-3：安全研究・防災支援における独立性・中立性・透明性・実効性の確保について

規審2-4：規制支援に直結する原子力規制委員会からの受託事業の進め方について

規審参2-1：規制支援審議会の設置について（理事長達）

1. 委員の変更紹介

平野委員の退任と、代谷委員の着任が紹介され、代谷委員から自己紹介が行われた。

2. 前回議事録の確認

第1回規制支援審議会の議事録については、すでに委員による確認済であり、ホームページで公開されているものである。参考として見ていただくこととした。

3. 独立性・中立性・透明性・実効性の確保について

事務局から規審2-3に基づき、安全研究・防災支援における独立性・中立性・透明性・実効性の確保について説明が行われた。

委員から、独立性のカギは人・モノ・金の確保である。例えば、監査部門のような、人事権も独立に持つような姿である。今回示されたルールによる確保は次善の策であり、説明責任の観点では弱いものであり、個人の倫理観に頼る最も脆弱な仕組みであることを基本認識として持つべきである。実現できない体制を求めるものではないが、常に説明責任を考慮して対応すべきである、その対応に関するチェックは、法務監査部に役割として追加する方法もある、との意見があった。

これらに対して原子力機構から、組織的な独立性について、原則論的な対応は原子力機構全体の問題のため困難であり、ルールによる独立性の確保で対応せざるを得ないと考えている旨の回答があつた。

また、委員から、現在の部門の人数は、十分な独立性を持って安全研究を行うには明らかに不足しており、この点を充実させることを基本として考える必要がある。共管している官庁として、原子力規制庁は、委託をするだけではなく、こういった点にも責任を果たすべきではないか、との意見があつた。

これに対し、原子力機構からは、現状は研究従事者の約半数を外部要員に依存しており、人員増を要求しているものの、現状では不十分と認識していると回答した。原子力規制庁からは、原子力機構への運営費交付金の支出は文科省からに限定されているなど、原子力規制庁が関与できることには制約があるとのコメントがあつた。

#### 4. 受託事業の進め方について

事務局から、規審 2－4に基づいて、規制支援に直結する原子力規制庁からの受託事業の進め方について説明が行われた。

委員から、例外的措置に関する審議会での評価を受けた上で、との記載があるが、ここは審議会での意見を尊重して、ということではないか、との意見があつた。

この点に関して原子力機構から、そのとおりであり、審議会での意見を尊重して、というのが正確な表現であると回答があつた。

また、原子力規制庁から、事例 1 に記載されている事業者の講師について、内容が一般の安全研究なのか、許認可対象の案件なのか、特定すべきではないかとの意見があつた。

これに対して委員から、審査に関係するような話は控えるべきであるが、専門的な知識については、事業者にも使ってもらうなど、技術的能力を使わないことは、原子力安全にマイナスである、モラルを持って対応すればよい。謝金をもらわないということで、事業者からの影響力は問題となるのではないか、との意見があつた。

さらに委員から、このルールにおいて使用している「原子力事業者」は、どのような相手を対象としているのか、厳密に法律上の定義と同じものにならないのであれば、例えばこんなイメージですということで書いているのか、との意見があつた。

これに対し、原子力機構からは、現状の業務と照らして利益相反が問題にならないと判断している RI に関する被規制者を除外するため、それに近い用語として、原災法に基づく定義を用いた。しかしながら、厳密には対象とすべき相手は同じではなく、将来の研究において関連する場合もあり得ることから、相手を限定するような形式での記載もあり得ると回答した。

加えて委員から、共同研究を実施するときなど、中立性、透明性を確保すると言っているが、これらについては、事後あるいは途中において実際の状況をモニタリングすることが必要である。共同研究については、予算、仕事量等全体でバランスのとれた応分の負担をすれば良いのではないか。それぞれで折半するとか対等といった表現はミスリードされる恐れがあるので、修正が必要である、との意見があった。

これに対し原子力機構から、次回以降の審議会において、ご指摘のモニタリングによる確認を行っていただきたい。共同研究に関する文章の表現は見直すと回答した。

最後に委員から、今回示されたルール化する文書について、今後どういう形に位置付け、公開するのかについては、よく検討すべきであるとの意見があった。

これに対し原子力機構から、本日のご意見を反映して一部修正を加え、委員の確認後、理事長への答申としてまとめる。その後の取扱いは、安全研究センターの内規のようなものを考えているが、公開の必要性や手段等、検討すると回答した。

## 5. その他

事務局から、今後の進め方については、基本的に継続していくことと考えており、次回の開催時期や頻度については、再度委員にお諮りして調整する旨の説明があった。

以上